

# 計算してみよう

**本庄市** 在中、夫(42才)年間事業所得300万円、妻(40才)収入なし、  
子ども(15才)と(10才)の4人家族の場合 ⑤給与収入の方の計算とは異なります。

医療分/0歳から74歳が該当

●所得割・・・(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率					
	前年中の総所得金額	基礎控除	税率		円
1人目	3,000,000	330,000	6.90 %	184,230	円
2人目	0	330,000	6.90 %	0	円
3人目	0	330,000	6.90 %	0	円
4人目	0	330,000	6.90 %	0	円
5人目		330,000	6.90 %		円
所得割合計			A	184,230	円
●均等割	加入者	4人	×	19,500	円
均等割合計			B	78,000	円
●平等割	世帯	1世帯	×	16,000	円
平等割合計			C	16,000	円
●資産割		円	×	20 %	
資産割合計			D		円
医療分の合計			A+B+C+D	278,230	円
100円未満切り捨て I 278,200 円 61万円					

限度額に注意

後期高齢者支援分/0歳から74歳が該当

●所得割・・・(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率					
	前年中の総所得金額	基礎控除	税率		円
1人目	3,000,000	330,000	2.90 %	77,430	円
2人目	0	330,000	2.90 %	0	円
3人目	0	330,000	2.90 %	0	円
4人目	0	330,000	2.90 %	0	円
5人目		330,000	%		円
所得割合計			E	77,430	円
●均等割	加入者	4人	×	9,900	円
均等割合計			F	39,600	円
支援分の合計			E+F	117,030	円
100円未満切り捨て II 117,000 円 19万円					

限度額に注意

介護分/40歳から65歳未満の方のみ該当

●所得割・・・(前年中の総所得金額等－基礎控除33万円)×税率					
	前年中の総所得金額	基礎控除	税率		円
1人目	3,000,000	330,000	2.70 %	72,090	円
2人目	0	330,000	2.70 %	0	円
3人目		330,000	%		円
4人目		330,000	%		円
5人目		330,000	%		円
所得割合計			G	72,090	円
●均等割	加入者	2人	×	12,400	円
均等割合計			H	24,800	円
介護分の合計			G+H	96,890	円
100円未満切り捨て III 96,800 円 16万円					

限度額に注意

国民健康保険税額	I + II + III	=	492,000 円
	所得に占める割合		16.40%